

こうふ開府500年記念事業  
信玄公生誕500年事業及び  
こうふ開府500年レガシー事業等  
企画運営業務

公募型プロポーザル実施要領

令和3年9月

こうふ開府500年記念事業実行委員会

## 1 目的・概要

本市では、2019年に迎えた「こうふ開府500年」に続き、本年は「信玄公生誕500年」という歴史的な節目の年を迎えた。

本事業は、信玄公生誕500年当年であるとともに、こうふ開府500年記念事業の最終年度である今年度、その象徴となるイベント等を企画・実施するものである。

本事業は、こうふ開府500年記念事業として位置付けられている、「信玄公生誕500年事業」及び「こうふ開府500年レガシー事業」等について、信玄公生誕500年の日である11月3日から、甲府が開府した日である12月20日の「こうふ開府の日」までの期間に、集中的に展開し、「信玄公生誕500年」の節目の年の機運醸成及び「こうふ開府500年記念事業」並びに「信玄公生誕500年事業」のフィナーレを飾る機会を創出するとともに、こうふ開府500年記念事業の基本理念である「過去に学ぶ・現在（いま）を見つめる・未来につなぐ」をもとに実施してきた「こうふ開府500年レガシー事業」を未来に繋げていく機運を醸成するイベント等の企画立案、実施等を行うことを目的とする。

本業務の受託者選定にあたっては、事業者の甲府市の郷土愛の醸成や産業振興、観光振興に対する理解度を考査し、また、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用するとともに、効果的なイベントとするため豊富な経験と技術を有する事業者から広く企画提案を募集する中で、選定することが有効であることから、公募型プロポーザル方式とする。

この実施要領は、これらの業務について、業務受託者を公募型プロポーザル方式により公正かつ公平に実施するために、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

こうふ開府500年記念事業 信玄公生誕500年事業及びこうふ開府500年レガシー事業等企画運營業務

### (2) 内容

「こうふ開府500年記念事業 信玄公生誕500年事業及びこうふ開府500年レガシー事業等企画運營業務委託仕様書」のとおり

### (3) 実施日等及び履行場所

#### ア 信玄公生誕500年事業

##### (ア) 信玄公生誕500年機運醸成事業

実施期間：令和3年11月3日（水・祝）を含めた一定期間

履行場所：提案による（会場の有無を含む）

##### (イ) 信玄公生誕500年記念講演会

実施日：令和3年11月3日（水・祝）

履行場所：山日 YBS ホール（甲府市北口二丁目6-10 山梨文化会館内）

## イ こうふ開府500年レガシー事業等

### (ア) こうふドリームキャンパス・スペシャル

実施日：令和3年11月23日（火・祝）

履行場所：甲府市総合市民会館 芸術ホール（甲府市青沼三丁目5-44）

### (イ) リレーフォーラム2021

実施日：令和3年12月5日（日）

履行場所：甲府市総合市民会館 芸術ホール（甲府市青沼三丁目5-44）

### (ウ) 500年記念イベント

#### ① こうふ開府の日イベント

実施日：令和3年12月19日（日）

履行場所：甲府市総合市民会館 山の都アリーナ（甲府市青沼三丁目5-44）

#### ② 500年フィナーレ事業

実施日：令和3年12月19日（日）

履行場所：提案による（会場の有無を含む）

### (エ) こうふ開府500年記念プレートの製作・設置等

実施期限：令和3年12月20日（月）まで

履行場所：甲府市役所本庁舎内（甲府市丸の内一丁目18-1）

## (4) 履行期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

## (5) 提案上限額

委託料の上限を、15,500千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する提案価格書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている法人（単独で参加する場合は協力会社の参加を認める）又は2つ以上の法人で構成する共同企業体（以下「共同体」という。）とする。ただし、共同体は、別に定めがある場合を除き、次の各号に掲げる要件を構成員全員が満たしているものとする。

(1) 平成29年度から令和2年度までに、国又は地方公共団体等が発注した類似業務の受託実績を1件以上有していること。ただし、共同体で参加を行う場合の受託実績は、代表となる法人が有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 告示日以降において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (6) 山梨県内に本店があり、かつ、業務責任者が山梨県内に常駐できる者であること。  
ただし、共同体で参加を行う場合は、代表となる法人が要件を満たしていること。
- (7) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (8) 共同体で申込みを行う場合は次の点に留意すること。
  - ア 代表者となる法人を定め、代表者は全体の意思決定や管理運営等、業務遂行の全てに責任を持つこと。
  - イ 参加申込書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。
  - ウ 構成員は他の共同体への参加及び単独で申し込むことはできない。
  - エ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を参加申込書の提出時に提出すること。
  - オ 選定されなかった共同体の構成員が、選定された受託事業者の本業務の実施について支援・協力を行うことは可能とする。

#### 4 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を日本語で記載して提出すること。

##### (1) 参加申込書の提出

ア 提出期限 令和3年9月16日（木）午後5時まで（郵送の場合は必着）

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）

ウ 提出方法 〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

こうふ開府500年記念事業実行委員会事務局（甲府市記念事業課内）へ郵送又は持参。

※郵送で提出する場合は、電話で書類到着の確認をすること。

##### エ 提出書類

	名 称	様式及び添付書類等
①	参加申込書	（第1号様式（その1、2）） ・参加申込書には代表者印等を押印し、次の証明書（申込時点における発行後3ヶ月以内）等の原本を正本に添付すること。共同体の構成員も同様に添付すること。

		(1) 直近1年間の国税及び地方税（都道府県民税・市区町村民税）に未納がないことの証明書 (2) 商業登記簿謄本 (3) 印鑑証明 ※単独で参加申込を行う法人で協力会社がいる場合は、（第1号様式（その3））も提出すること。
②	共同企業体調書等	共同体で参加申込を行う場合は次の書類を添付すること。 ア（第2号様式（その1））共同企業体構成員調書 イ（第2号様式（その2））委任状
③	業務実績書	（第3号様式） ・類似業務の受託実績（5件以内）
④	誓約書	（第4号様式） ・代表者印等を押印のこと。

オ 提出部数 各1部

※提出書類の各様式については、こうふ開府500年記念事業公式ホームページ（以下、「公式ホームページ」という。）よりダウンロードすること。

## （2）企画提案書他必要書類の提出

本プロポーザルに参加申込書の提出を行った者が提出する。

ア 提出期限 令和3年9月21日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着）。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）。

ウ 提出方法 〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

こうふ開府500年記念事業実行委員会事務局（甲府市記念事業課内）へ郵送又は持参で提出するとともに、電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-R等の電子記録媒体に保存）で1部提出すること。

※郵送で提出する場合は、電話で書類到着の確認をすること。

エ 提出書類

	名 称	様式及び添付書類等
①	企画提案書	ア 企画提案書（任意様式） ・「提案書記載項目等一覧（別紙2）」の注意事項を確認して、項目順に記載することとし、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に解りやすく記述すること。 ・用紙はA4版、横書き、文字の大きさは11ポイント以上を基本とすること。 ・表紙を除いて40ページ以内で両面印刷とすること。 ・副本は審査に用いるため、事業者名及び事業者名が判別できるデザイン・ロゴ等は一切記載しないこと。

		<p>イ 資料（任意様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書とは別に、次の資料をA3版横（片面印刷）、横書きを基本として作成すること（企画提案書の枚数には含めないものとする）。</li> <li>（1）会場設営イメージ図（会場全体の配置が分かる平面図）</li> <li>（2）当日の詳細スケジュール</li> </ul> <p>※主会場の他、サブ会場等がある場合は、それぞれ資料を作成すること。</p> <p>※資料の枚数は必要最低限とすること。</p>
②	業務実施体制調書	<p>（第5号様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務）について記述すること。</li> <li>・事業者の組織概要が分かる資料を添付すること。</li> </ul>
③	業務工程表	<p>任意様式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙はA3版横書きを基本とし、スケジュール及び実行委員会と事業者の役割、分担等を明記すること。</li> </ul>
④	提案価格書	<p>（第6号様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案価格書には、消費税及び地方消費税を含むこと。</li> <li>※税率については10%として計算すること。</li> <li>・別途、任意様式にて仕様書で定める業務ごとに、提案価格の内訳を記載したものを添付すること。</li> </ul>

オ 提出部数 各1部（①企画提案書は正本1部、副本10部）

※提出書類の各様式については、公式ホームページよりダウンロードすること。

## 5 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

### （1）提出方法

質問書（第7号様式）により電子メールで提出し、電話で到着確認をすること。

電子メールアドレス：kaifu500@city.kofu.lg.jp

### （2）受付期間

公募開始の日から令和3年9月10日（金）午後5時まで。

### （3）回答方法

令和3年9月13日（月）までに公式ホームページに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

### （4）留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

## 6 選考方法

### (1) 優先交渉権者の選考

本業務の優先交渉権者の選考にあたっては、「こうふ開府500年記念事業 信玄公生誕500年事業及びこうふ開府500年レガシー事業等企画運營業務優先交渉権者の選考方法（別紙1）」及び「提案書記載項目等一覧（別紙2）」に基づき、「こうふ開府500年記念事業 信玄公生誕500年事業及びこうふ開府500年レガシー事業等企画運營業務受託事業者選考審査委員会」（以下、「委員会」という。）において審査し、各選考委員の技術点及び価格点を合計した総合得点で、最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次に得点の高い者を次点交渉権者として併せて選考する。

### (2) 審査

審査は非公開とし、書類と事業者プレゼンテーションによる審査を実施する。

なお、事業者プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

ア 日時等 令和3年9月24日（金）（時間・会場等の詳細は別途通知する。）

イ 応募事業者の出席者 4名以内

ウ 実施方法

（ア）提案内容のプレゼンテーション及び補足説明（概ね40分以内）

プレゼンテーションはパソコンを使用して行うことができることとし、プロジェクター及びスクリーンは、実行委員会で準備する。ただし、パソコン等の機器は事業者において持参すること（インターネットへの接続が必要な場合は事業者にてインターネット環境を用意すること）。プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。

（イ）質疑応答（概ね30分程度）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プレゼンテーションを実施しない場合がある。

その場合は書面審査とする（非公開）。

エ 議事録の提出

事業者は、説明・質疑応答内容を記録（電子媒体の記録も可）し、要旨となる議事録及び記録（電子媒体の記録も可）を令和3年9月27日（月）までに電子メールで提出すること。

電子メールアドレス：kaifu500@city.kofu.lg.jp

### (3) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、令和3年9月27日（月）に文書にて審査結果通知を発送する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を公式ホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### (4) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、実行委員会と仕様並びに価格等について協議の上、実行委員会の決定を受けることにより受託事業者となる（企画提案書の内容は、協議の過程で変更・修正する場合がある）。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、実行委員会は次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、同様の協議を行う。

なお、協議における議事録は、交渉権者において作成することとし、これに伴う費用は交渉権者の負担とする。

## 7 契約及び支払方法

受託事業者は、実行委員会と契約を締結し、契約内容に基づいて受託業務を実施する。

なお、実行委員会は業務完了後、検査を経て委託料を受託事業者に支払うものとする。

※受託事業者は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

## 8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (4) 委員会の委員または担当職員に対して、直接または間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) プレゼンテーション審査に正当な理由なしに参加しなかった場合

## 9 プロポーザルの中止

やむをえない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと実行委員会が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は実行委員会に請求できない。

## 10 辞退

参加申込後に辞退する場合には、速やかに参加辞退届（第8号様式）を提出すること。

## 11 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 実行委員会は、提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 実行委員会は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 実行委員会は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加事業者が負うものとする。

(6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、実行委員会の指示のもと変更等を加える場合がある。

## 12 スケジュール

	項 目	期 間
①	プロポーザル公募開始	令和3年9月6日(月)
②	質問受付期間	公募開始～令和3年9月10日(金)
③	質問と回答の公表	令和3年9月13日(月)
④	参加申込書の提出期限	令和3年9月16日(木)
⑤	企画提案書等提出期限	令和3年9月21日(火)
⑥	プレゼンテーション審査	令和3年9月24日(金)
⑦	議事録の提出	令和3年9月27日(月)
⑧	審査結果の通知発送	令和3年9月27日(月)
⑨	契約手続き	令和3年9月下旬頃 契約締結

## 13 連絡先

こうふ開府500年記念事業実行委員会事務局(甲府市記念事業課内)

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5327

FAX 055-237-0097

電子メール [kaifu500@city.kofu.lg.jp](mailto:kaifu500@city.kofu.lg.jp)